

- 一般の診療所・薬局等においては、所属する医療関係団体等のとりまとめにより、接種施設で接種を受ける。
- 接種には、市町村が送付するクーポン券ではなく、医療関係団体を通じて配布するクーポン券付き予診票を用いる。

一般の診療所・薬局等の行う準備

（参考）医療関係団体側で行う準備

1月

1

- 接種予定者数を団体に提出

依頼

提出

- 接種予定人数の把握 <1/22まで>
  - 非会員の施設の接種希望の受付についても、都道府県の要請を受け、できるだけ各団体で実施。
- 接種場所の確保 <1/28まで>
  - 基本型接種施設・連携型接種施設に依頼する、自前の接種施設を設ける等により、接種予定者数に見合う接種体制を確保する

2月前半

2

- 接種予定者リスト（氏名・住民票登録の住所）を団体に提出

※ 団体によっては①と同時に行う場合もあり

依頼

提出

- 接種場所ごとの人数の計画
  - 接種予定者の施設所在地等に応じ、接種場所毎の接種人数を計画しておく
- 接種予定者リストの作成 <2/25頃まで>
  - 氏名のほか、住民票登録の住所を把握してリストに反映させる必要がある

接種まで

3

- クーポン券付き予診票の配布
- 接種日時・場所の案内

案内

- 接種予定者のクーポン券付き予診票の発行、配布
  - V-SYS稼働後にV-SYSの機能を使って出力可能（接種施設における接種日・時間枠の決定を受け）
- 接種予定者への案内
  - この時点で接種予定人数に変動がある場合には、接種施設に連絡する。

4

- 指定会場で接種を受ける
  - クーポン券付き予診票
  - （氏名・住所付き）身分証明書
  - （2回目の場合は）1回目の接種記録書を持参

※ 住民への送付時期に、クーポン券が送付されるが、医療従事者として接種を受けた場合には、使用せずに破棄する。